

熊本労働局発表
 (局長 金谷雅也)
 令和8年5月14日

【照会先】
 熊本労働局労働基準部健康安全課
 課長 中島 伸治
 課長補佐 橋爪 眞二
 (電話) 096-355-3186



報道関係者 各位

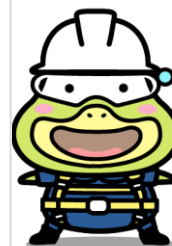
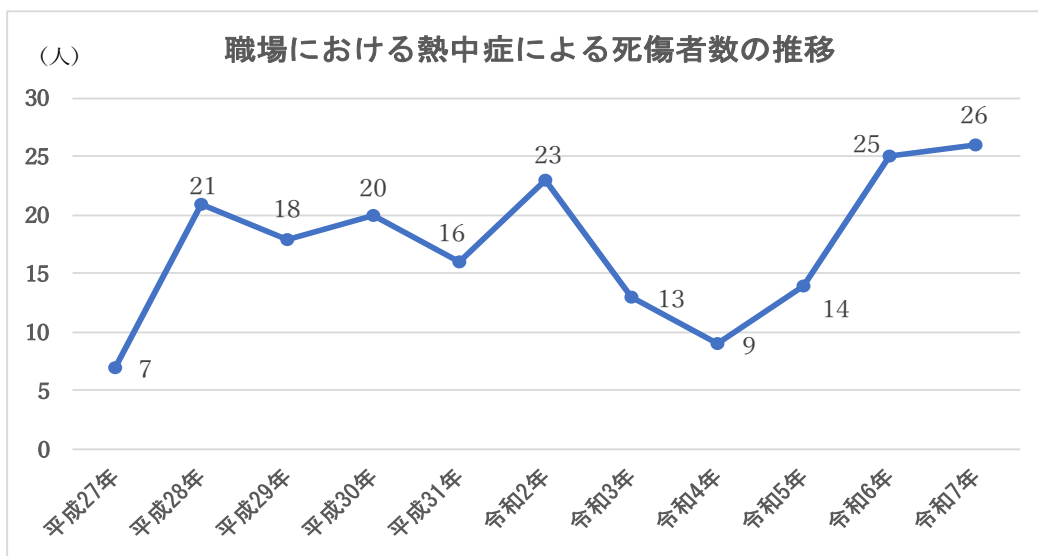
令和7年の職場における熱中症による死傷災害の発生状況（確定値）

～ 死傷者数は、平成27年以降最多で、3年連続の増加 ～

このたび、熊本労働局（局長 金谷 雅也）では、熊本県内の「令和7年の職場における熱中症による死傷災害の発生状況（確定値）」を取りまとめましたので、公表します。

○「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」の概要＜詳細は別添1参照＞

- 熊本県内における職場での熱中症による死傷者（死亡・休業4日以上）は、26人（前年比1人・4.0%増）であり、平成27年以降で最多となった。
 また、死亡者数は0であった。



- 「業種別」にみると、『建設業』と『その他の事業』でそれぞれ5人と最も多く、次いで『接客娯楽業』で4人、『運送業』で3人となっている。
- 「月別」にみると、8月が10人と最も多く、次いで7月で8人となっている。
- 「時間帯別」にみると、9時台以前で5人と最も多いが、12時台を除いて各時間帯でまんべんなく発生している。
- 「年齢別」にみると、50歳代が9人と最も多く、次いで60歳代の8人、20歳代から40歳代の各階層で3人となっており、令和6年よりも50歳代以上の死傷者数の割合が増加している。（令和6年52%→令和7年65%）

○熊本労働局の今後の取組み

☆ 熱中症対策の義務化及びガイドライン

熱中症のおそれがある労働者を早期発見し、その状況に応じ迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」を事業者に義務付けるとした改正労働安全衛生規則が、令和7年6月1日に施行されました（別添2参照）。

併せて、令和8年3月に新たに「職場における熱中症防止のためのガイドライン」が定められ、事業者がその業種・業態に応じた熱中症リスクの評価及びそのリスクに応じた適切な対策を講じられるよう具体的方法が明記されました（別添3参照）。

☆ 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」

厚生労働省では、熱中症予防対策の徹底を図ることを目的として、5月から9月まで、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しています。その中でも熱中症の発生が多くなり始める7月を重点取組期間としています（別添4参照）。

このキャンペーン期間前及び期間中、

- ・ 熊本労働局では、熊本県内の労働災害防止団体・事業者団体（（一社）熊本県警備業協会ほか45団体）や全ての自治体に対して周知協力を依頼しました（別添5-1、5-2参照）。また5月15日から6月30日にかけて、熊本市内の繁華街の大型ビジョン広告（COCOSAvision および籠町通のLaLaLaTelevision）を活用した周知広報を実施します（別添6参照）。
- ・ 管内の労働基準監督署（熊本、八代、玉名、人吉、天草、菊池）では、事業場に対し、「熱中症対策に関する説明会」を実施します。この中で熱中症対策の義務化及びガイドラインの説明を行います。詳細は別添7をご覧ください。

本説明会は取材可能ですので、是非取材にお越しいただきますと幸いです。

（参考）

労働安全衛生規則第62条の2

第1項 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

第2項 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

※ 全国安全週間前の「熊本労働局長パトロール」におきましても、熱中症対策の実施状況を確認することとしています。

令和7年職場における熱中症による死傷災害の発生状況(確定値、熊本県)

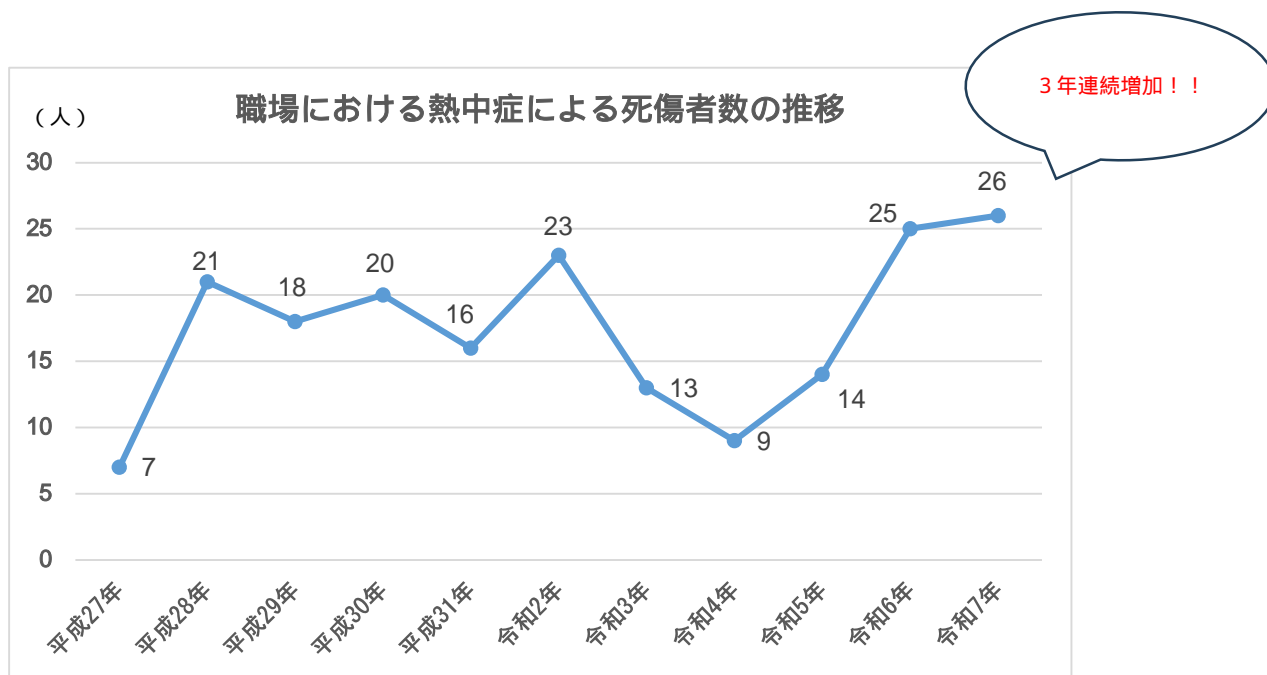
1 職場における熱中症による死傷者数の状況(平成27年～令和7年)

職場での熱中症による死亡者及び休業4日以上の上業務上疾病者の数(以下合わせて「死傷者数」という。)は、令和7年に26人となった。一方、死亡災害は発生していない。

職場における熱中症による死傷者数の推移(平成27年～令和7年) (人)

| 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|
| 7 | 21 | 18 | 20 | 16 | 23 | 13 | 9 | 14 | 25 | 26 |
| (1) | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) |

()内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。



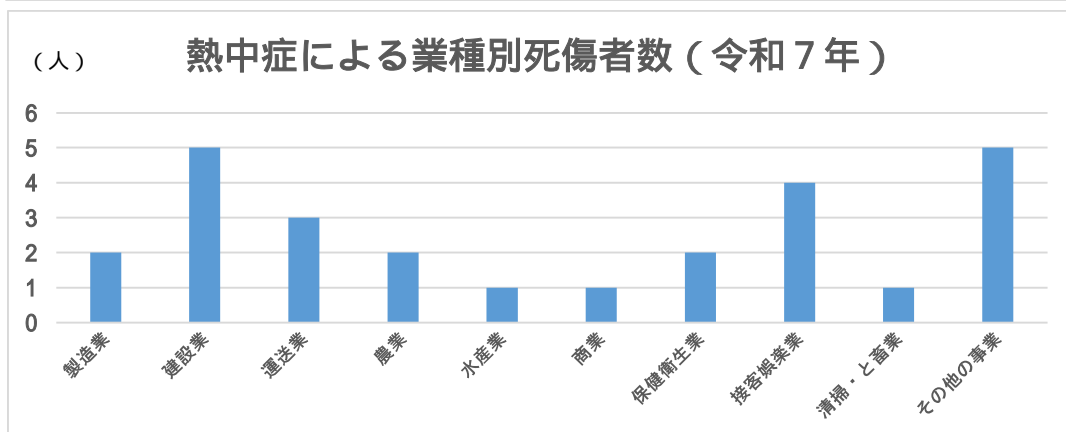
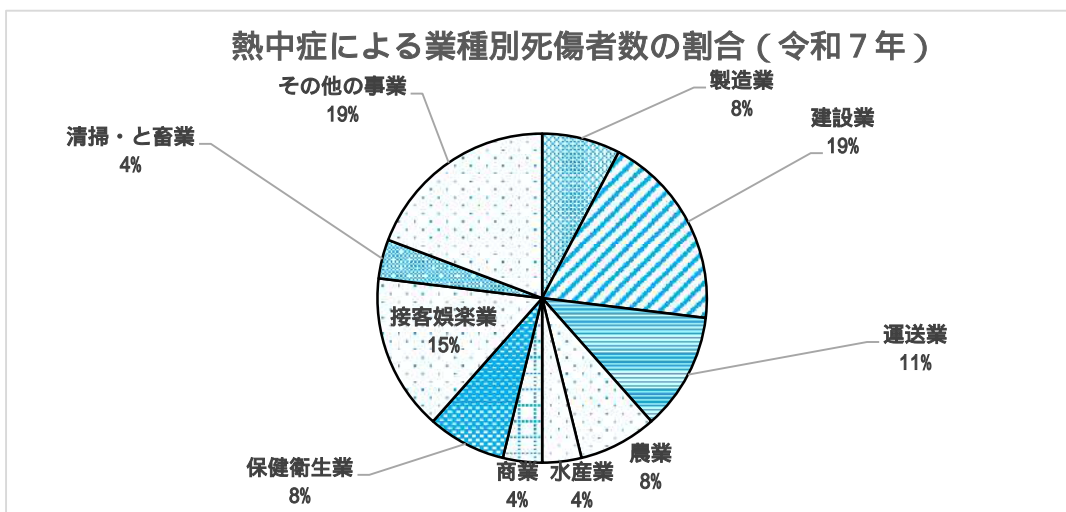
2 業種別発生状況（令和7年）

令和7年の業種別の熱中症の死傷者数をみると、建設業、その他の事業、次いで接客娯楽業、運送業で多く発生していた。なお、令和6年と比べて7種から10種に増加しており、農業、水産業、接客娯楽業は令和6年には発生がなかった業種である。

熱中症による死傷者数の業種別の状況(令和6年及び令和7年) (人)

| 業種 | 製造業 | 建設業 | 運送業 | 農業 | 水産業 | 商業 | 保健衛生業 | 接客娯楽業 | 清掃・と畜業 | その他の事業 | 計 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|
| 令和7年 | 2 (0) | 5 (0) | 3 (0) | 2 (0) | 1 (0) | 1 (0) | 2 (0) | 4 (0) | 1 (0) | 5 (0) | 26 (0) |
| 令和6年 | 8 (0) | 2 (0) | 2 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 2 (0) | 9 (0) | 25 (0) |

()内の数値は死亡者数で内数である。



3 月・時間帯別発生状況（令和7年）

（1）月別発生状況

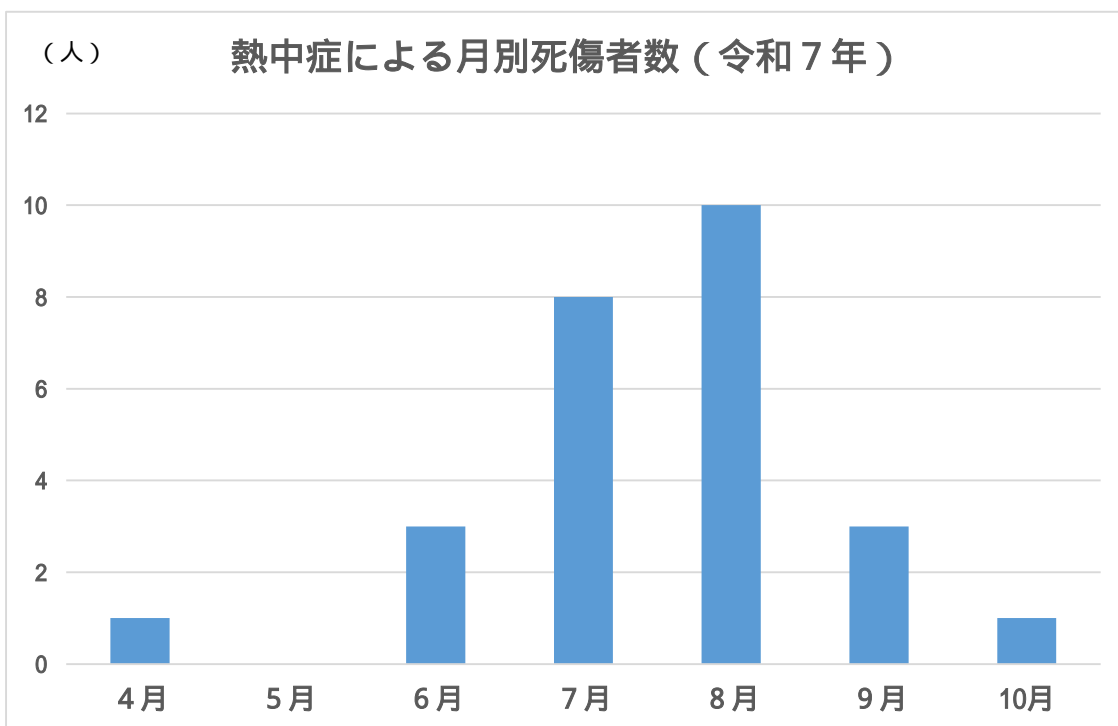
令和7年の月別の熱中症の死傷者数をみると、全体の約7割が7月又は8月に発生していた。

熱中症による死傷者数の月別の状況(令和7年及び令和6年) (人)

| | 4月以前 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月以降 | 計 |
|------|----------|----------|----------|----------|-----------|----------|----------|-----------|
| 令和7年 | 1 (0) | 0 (0) | 3 (0) | 8 (0) | 10 (0) | 3 (0) | 1 (0) | 26 (0) |
| 令和6年 | 1 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 9 (0) | 12 (0) | 2 (0) | 0 (0) | 25 (0) |

4月以前は1月から4月まで、10月以降は10月から12月までを指す。

()内の数値は死亡者数で内数である。



(2) 時間帯別発生状況(令和7年)

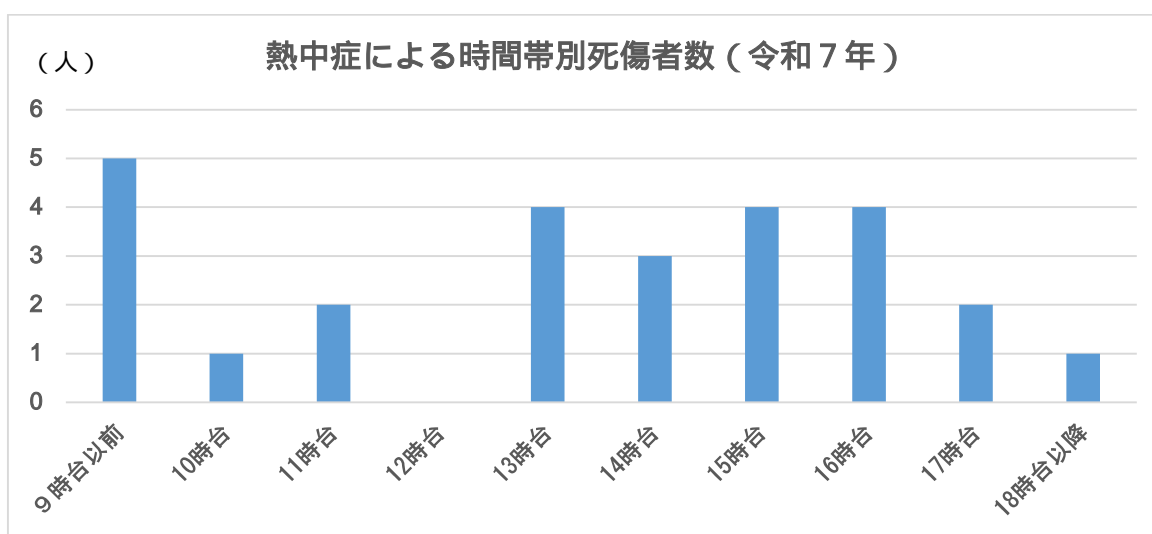
令和7年の時間帯別の熱中症の死傷者数をみると、令和6年と同様に概ね全時間帯まんべんなく発生しており、深夜時間帯の発生も認められた。

熱中症による死傷者数の時間帯別の状況(令和7年及び令和6年) (人)

| | 9時台以前 | 10時台 | 11時台 | 12時台 | 13時台 | 14時台 | 15時台 | 16時台 | 17時台 | 18時台以降 | 計 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|
| 令和7年 | 5 (0) | 1 (0) | 2 (0) | 0 (0) | 4 (0) | 3 (0) | 4 (0) | 4 (0) | 2 (0) | 1 (0) | 26 (0) |
| 令和6年 | 4 (0) | 2 (0) | 3 (0) | 3 (0) | 2 (0) | 3 (0) | 2 (0) | 3 (0) | 0 (0) | 3 (0) | 25 (0) |

9時台以前は0時台から9時台まで、18時台以降は18時台から23時台までを指す。

()内の数値は死亡者数で内数である。



4 年齢別発生状況（令和7年）

令和7年の年齢別の熱中症の死傷者数をみると、50歳代が最も多く、次いで60歳以上が多くなっていた。また、全体の65%が50歳代以上となった。

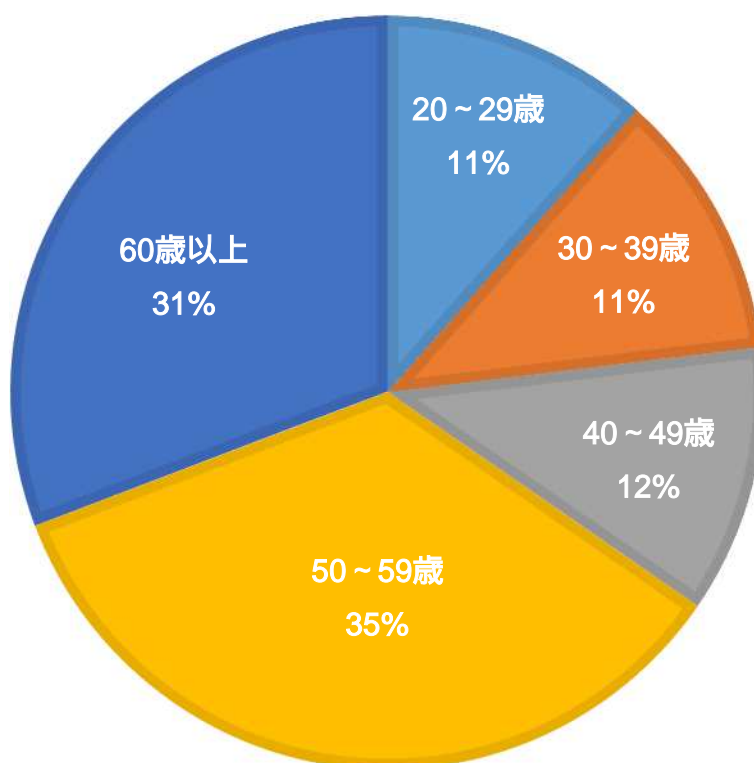
熱中症による死傷者数の年齢別の状況（令和6年及び令和7年）（人）

| | 19歳以下 | 20～29歳 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60歳以上 | 計 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|
| 令和7年 | 0 (0) | 3 (0) | 3 (0) | 3 (0) | 9 (0) | 8 (0) | 26 (0) |
| 令和6年 | 0 (0) | 4 (0) | 4 (0) | 4 (0) | 8 (0) | 5 (0) | 25 (0) |

()内の数値は死亡者数で内数である。

熱中症による年齢別死傷者数の割合（令和7年）

■ 20～29歳 ■ 30～39歳 ■ 40～49歳 ■ 50～59歳 ■ 60歳以上



令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至させない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

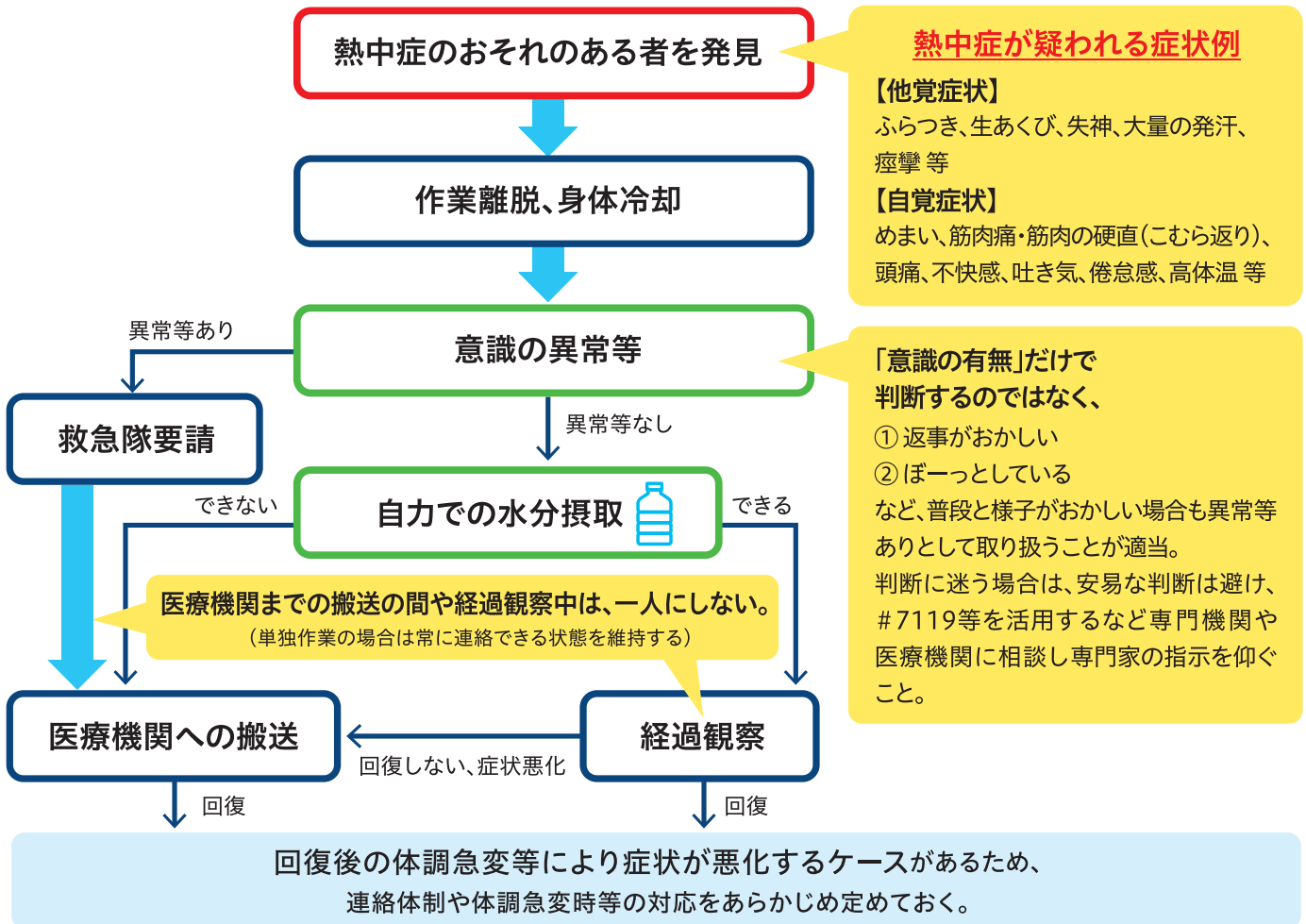
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

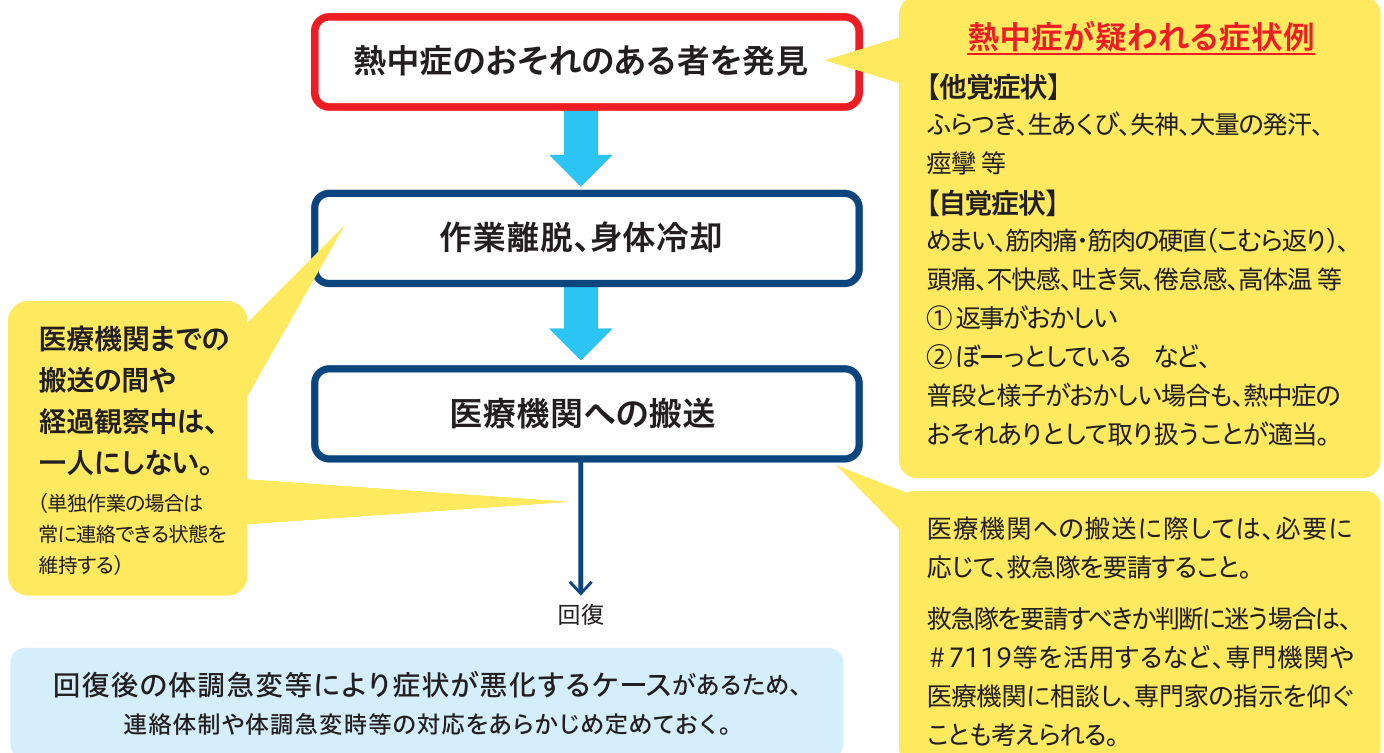
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



職場における熱中症防止のためのガイドライン 概要

第1 目的等

職場における熱中症防止のために熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を示すことにより、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むよう促すことを通じて、職場における熱中症防止を図ることを目的とする。
事業者は、第2に基づき熱中症によるリスクを把握・評価した上で、その結果に基づき実施することが適切な対策を第3から選択して実施。

第2 熱中症リスクの評価

1 有害性の要因の特定

- 職場において熱中症リスクとなり得る暑熱に関する有害性を特定
 - ・有害性としては、①高温・多湿な作業環境、②連続作業、③通気性や透湿性の低い衣服・保護具、④身体作業負荷の大きい作業 が挙げられる。

2 湿球黒球温度の値（WBGT値）の把握

- JIS B 7922等に適合したWBGT指数計で実測

第3 熱中症リスクに応じた措置

1 労働衛生管理体制の確立等

- ・衛生委員会等を活用し、労働者の理解と協力を得つつ労使で話し合い、その内容を労働者に対して周知することが重要。
- 各種管理者等の選任と役割
 - ・衛生管理者等を中心に熱中症防止対策を検討。
- 作業手順・作業計画の策定
- 報告体制の整備及び手順等の作成並びに周知

2 作業環境管理

- WBGT値の低減
 - ・発熱体との間に遮へい物の設置、簡易な屋根等の設置等。
- 休憩場所の整備等
 - ・休憩の設備はできる限り作業従事者が速やかに利用できる場所に設置することが望ましい。

3 作業管理

- 作業時間の短縮等 作業の休止時間や休憩時間の確保。
- 暑熱順化 計画的に暑熱順化期間を設ける。
- プレクーリング 作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑制。
- 水分及び塩分の摂取 水分及び塩分の作業前後の摂取と作業中の定期的な摂取。
- 服装による身体冷却 透湿性・通気性の良い服や身体を冷却する機能を持つ服の着用。
- 作業中の巡視 高温多湿作業場所での作業中は巡視を頻繁に行い、健康状態を確認。
- 業種・作業別の対応例

3 熱中症リスクの評価・検討

- 熱中症リスクの評価
 - ・WBGT値に、身体作業強度等の補正を行い、熱中症リスクを見積る。
WBGT基準値を超える場合はWBGT値の低減等の熱中症予防対策を実施。
- 熱中症リスクの低減のための措置の検討
 - ・作業場所のWBGT値の低減を検討（作業環境管理）。
 - ・事業場の実情を踏まえて作業管理。
 - ・高齢者、熱中症発症リスクに影響を与える疾病や障がいを持つ作業従事者に対しては、作業時間の短縮等を検討。

4 健康管理

- 健康診断結果に基づく対応
- 日常の健康管理等
- 作業従事者の健康状態及び暑熱順化の状況等の確認
 - ・作業開始前に、当日の体調に普段と異なる変化がないか、睡眠不足がないかなど、声かけ。

5 労働衛生教育

簡単な教材でも繰り返し参照することが望ましい。

- 熱中症予防管理者労働衛生教育 ● 職長等向け教育
- 作業従事者向け教育

6 異常時の措置

・熱中症を疑わせる症状が現れた場合は、一旦、作業を離れ、救急処置として涼しい場所で身体を冷やし、水分及び塩分の摂取等を行うこと。

7 その他

- 実施時期
- いわゆる「スポットワーク」を利用する労働者について
- 注文者や作業場所管理事業者による配慮
- 労働者と異なる場所で就業する個人事業者等について

図表等

- 身体作業強度等に応じたWBGT基準値
- 衣類の組合せによりWBGT値に加えるべき着衣補正值（℃－WBGT）
- 熱中症の症状と分類
- 熱中症による健康障害発生時の対応計画
- 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病の特徴等

STOP!

熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀ 熱中症対策情報はこちら

キャンペーン期間

4月

準備

5月

6月

7月

重点取組

8月

9月

準備期間 **4月** にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数（WBGT）の 把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

作業手順・作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業手順・作業計画を
策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または
冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、作業者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応（異常時における連絡体制や
対応手順等）を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP

1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP

2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間
の調整
※新規入職者や休み明け作業者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏ま
え配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎
不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮
膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の作業者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、
「バディ」を組み合わせる等作業者にお互いの
健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風**することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加

暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底

水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底

作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加

熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施

熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

(写)

別添5-1

熊労発基 0326 第3号

令和8年3月26日

【別記】関係団体の長 殿

熊本労働局長
(公印省略)

令和8年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

日頃から、労働基準行政の推進について、格段のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策については、平成29年から「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組むとともに、令和7年6月に施行された労働安全衛生規則の遵守を図ってきたところ です。

昨年1年間の職場における熱中症の発生状況(令和7年12月末速報値。別紙参照。)を見ますと、全国での死亡を含む休業4日以上死傷者数は1,681人、うち死亡者数は15人となっています。死亡者数は減少したものの、死傷者数は前年比約4割の大幅な増加となっており、業種別にみますと、製造業337人、建設業278人、商業221人、運送業201人、警備業186人となっており、死傷者数については、全体の約4割が建設業と製造業で発生しています。また、死亡者数は、建設業が最も多く、警備業が続いています。熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかった事例や、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している者への配慮を行っていなかった事例も見られました。これを踏まえ、熱中症予防対策のさらなる推進のため、厚生労働省において、本年3月に「職場における熱中症防止のためのガイドライン」が策定されたところです。

つきましては、令和8年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」は、別添の実施要綱により、熱中症リスクがあるすべての事業場を対象として、職場における熱中症予防対策の徹底を図ることとなりましたので、貴団体におかれましても、キャンペーンの趣旨を踏まえ、会員事業場等に周知を図っていただきますとともに、すべての職場において確実な取組が行われますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、本キャンペーンの一環として、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載しているポータルサイトが引き続き運営される予定になっていますので、熱中症予防にご活用ください。

(写)

【別記】(46 団体)

(一社)熊本県労働基準協会
建設業労働災害防止協会熊本県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会熊本県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会熊本県支部
(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会熊本支部
(一社)熊本県警備業協会
(一社)日本ボイラ協会熊本支部
(公社)建設荷役車両安全技術協会熊本県支部
(独)労働者健康安全機構熊本産業保健総合支援センター
(公社)日本作業環境測定協会九州支部熊本分会
熊本県経営者協会
熊本県中小企業団体中央会
熊本県商工会議所連合会
熊本県商工会連合会
日本労働組合総連合会熊本県連合会
熊本県社会保険労務士会
(公社)熊本県医師会
(公社)熊本県トラック協会
熊本県クリーニング生活衛生同業組合
(一社)熊本県ビルメンテナンス協会
(一社)熊本県建設業協会
(一社)熊本県建築協会
(一社)熊本県鳶土工業連合会
熊本県塗装防水仕上業協同組合
(一社)日本アスベスト調査診断協会九州ブロック
熊本県左官協同組合
全国造船安全衛生対策推進本部九州・山口総支部熊本支部
(一社)熊本県解体工事業協会
熊友会型枠協同組合
熊本県鉄筋工事業協同組合
(一社)熊本県産業資源循環協会
熊本県砕石業協同組合
熊本県建設産業団体連合会
(一社)熊本県造園建設業協会
(一財)熊本県建築住宅センター
(一社)熊本県防水工事業協会
(一社)熊本県LPガス協会
熊本県電気工事業工業組合
熊本県板金工業組合
熊本県管工事業組合連合会
(公社)熊本県建築士会
(一社)熊本県法面保護協会
熊本県森林組合連合会
(一社)日本造園組合連合会熊本県支部
(公社)熊本県シルバー人材センター連合会
熊本県生コンクリート工業組合

熊労発基 0416 第3号
令和8年4月16日

各 位

熊 本 労 働 局 長

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」にかかる周知広報について（依頼）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、昨年度、職場における熱中症予防対策を徹底するため、労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施いたしました。また、熱中症のおそれがある労働者を早期発見し、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」を事業者に義務付けるとした改正労働安全衛生規則が令和7年6月1日より施行されたことを踏まえ、周知と履行確保を図ったところです（別添2参照）。

このキャンペーンと改正労働安全衛生規則の周知につきまして、広報の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

こうした取組により、令和7年の県内における熱中症により休業4日以上労働災害に被災した労働者数は26人で、令和6年に比べ6人減少となるとともに、死亡労働災害の発生はなかったところです。

引き続き、職場における熱中症予防対策の徹底を図るため、今年度におきましても、5月から9月までをキャンペーン期間とし、7月を重点取組期間と定めた「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施することといたしました。

つきましては、本キャンペーンの周知のため、下記の広報に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

別添のリーフレットをご参照の上、貴自治体の広報誌又はホームページ等に掲載をいただき、広報をお願いいたします。また、報道機関、報道番組等に広報枠をお持ちの場合はあわせて周知広報にご協力を賜りますと幸いです。

なお、掲載等いただきました際には、お手数ですが、当該掲載物又は該当部分の写し等を当局健康安全課までお送りいただきますよう重ねてお願いいたします。

【問合せ先】

熊本労働局労働基準部健康安全課（TEL096-355-3186）
〒860-8514 熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階



熊本労働局

からのお知らせ



職場の熱中症対策が義務化！！

報告体制整備



手順作成



関係者への周知





STOP！熱中症

クールワークキャンペーン実施中

5月～9月

職場の熱中症予防に取り組みましょう



くわしくは
熊本労働局ホームページ
をご確認ください



県内の各労働基準監督署において、下記日程にて熱中症対策の説明会を行う予定にしています。

県内の労使をはじめ広く県民の皆様に熱中症対策の重要性等を認識していただく機会とするため、是非取材にお越しいただき、報道していただきますと幸いです。

記

1. (菊池労働基準監督署開催分)
令和8年5月21日(木) 午前10時～ 菊池市中央公民館 大会議室
(菊池市隈府 872-1)
2. (八代労働基準監督署開催分)
令和8年5月27日(水) 午後1時半～ 桜十字ホールやつしろ 3階大会議室 B
(八代市新町 5-20)
3. (玉名労働基準監督署開催分)
令和8年5月27日(水) 午後2時～ 玉名合同庁舎 2階共用会議室
(玉名市岩崎 273)
4. (人吉労働基準監督署開催分)
令和8年5月28日(木) 午前10時～ 人吉労働基準監督署 会議室
(人吉市下薩摩瀬町 1602-1)
5. (天草労働基準監督署開催分)
令和8年6月5日(金) 午後1時半～ 天草労働基準監督署 会議室
(天草市丸尾町 16-48)

※なお、熊本労働基準監督署では令和8年5月13日(水)に実施済みです。

注) 上記「熱中症対策の説明会」に関する問い合わせについては、「熊本労働局健康安全課 (Tel: 096-355-3186)」にお願いします。

また、取材申込については、別紙の取材連絡票にて各説明会開催日の3日前までにお願ひします。

熊本労働局 健康安全課あて

(mail : kenkouanzenka-kumamotokyoku@mhlw.go.jp)

熱中症対策の説明会にかかる取材連絡票

(ご記入をお願いします。)

・ 報道機関名

・ 入場予定人数

人

・ 取材申込先 (番号に○付けをお願いします。)

1 菊池 ・ 2 八代 ・ 3 玉名 ・ 4 人吉 ・ 5 天草

・ 連絡先担当者氏名・電話番号

(やむ得ない状況、天候等での予定変更の場合等の連絡のため)

氏 名 _____

電話番号 (携帯番号) _____